

木津川市条例第22号

木津川市地下水採取の適正化に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、市内における地下水の適正な採取と合理的な利用を図り、生活用水を保全するとともに、地下水の枯渇、地盤沈下等を防止し、もって市民の生活環境の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 地下水 井戸により採取する水をいう。ただし、温泉法（昭和23年法律第125号）による温泉及び鉱業法（昭和25年法律第289号）による可燃性ガスの採掘に伴うものを除く。
- (2) 揚水施設 地下水をくみ上げる施設をいう。
- (3) 地下水採取者 事業を目的として、揚水施設により、地下水をくみ上げる者をいう。
- (4) 設置者 揚水施設を設置する者をいう。

(市の責務)

第3条 市は、第1条に定める目的を達成するため、この条例の適正かつ円滑な運用を図るよう必要な措置を講ずるものとする。

(揚水施設設置等の申請)

第4条 揚水施設を設置し、又は変更しようとする者は、工事に着手する日の30日前（災害等緊急の場合で市長が特に必要と認めたときは、この限りでない。）までに規則で定める様式を市長に提出しなければならない。

(地下水採取者等の責務)

第5条 地下水採取者及び設置者（以下「地下水採取者等」という。）は、規則で定める取水基準を遵守し、適正に地下水を取水しなければならない。

(許可又は不許可の通知)

第6条 市長は、第4条の規定による申請を受理したときは、審査の上、申請者に許可又は不許可の通知をするものとする。

(工事完了の届出)

第7条 前条の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る揚水施設の工事が完了したときは、完了の日から起算して15日以内に市長に届け出なければならない。

(氏名等変更の届出)

第8条 地下水採取者等は、第4条の届出の内容に変更があったときは、速やかに市長に届け出なければならない。

(揚水施設の休止等の届出)

第9条 地下水採取者等は、揚水施設を休止し、若しくは廃止する場合又は再開する場合は、速やかに市長に届け出なければならない。

(測定機器の設置及び取水量等の報告)

第10条 地下水採取者は、取水量及び水位（以下「取水量等」という。）を測定できる機器（量水器、積算時間計及び水位測定装置）を設置しなければならない。

2 地下水採取者は、取水量等を記録し、毎月10日までに前月分の取水量等を市長に報告しなければならない。

(再生利用設備の設置)

第11条 地下水採取者等は、水を適正に利用し、健全な水循環に配慮するため、再生利用設備の設置及びその拡充に努めなければならない。

(指導又は勧告)

第12条 市長は、この条例を施行するため必要があると認めるときは、地下水採取者等に対し、地下水の採取及び再利用に関して指導し、又は勧告することができる。

(改善命令等)

第13条 市長は、地下水採取者等が第5条の規定に違反していると認めるときは、その者に対し、期限を定めて必要な措置を講じ、又は取水の停止を命ずることができる。

2 市長は、市内の地下水位の急激な低下又は地盤沈下等のおそれがあるときは、地

下水採取者等に対し、取水量の制限又は取水の停止その他必要な措置を講ずるよう命ずることができる。

(立入調査)

第14条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、職員に揚水施設及び取水量測定の場合等に立ち入らせ、揚水施設及び取水量等を測定できる機器を調査させることができる。

2 前項の規定による立入調査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の要求があれば提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(適用除外)

第15条 次の各号のいずれかに該当する地下水採取者等については、この条例の適用を除外する。

- (1) 市の事業に係る揚水施設を設置し、又は使用して地下水をくみ上げる者
- (2) 吐出口の断面積（吐出口が2以上あるときは、その断面積の合計）が19平方センチメートル未満の揚水機を使用する者
- (3) 動力を用いないで地下水をくみ上げる者
- (4) 農業用井戸（取水基準で定めるスクリーンの位置が120メートル以深のものを除く。）を設置する者

(公表)

第16条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者があるときは、これを公表することができる。

- (1) 第4条の規定による申請をせず、又は虚偽の申請をした者
- (2) 第10条第1項の規定による機器を設置せず、又は同条第2項の規定による報告を拒否した者
- (3) 第13条に規定する改善命令等を拒み、妨げ、又は忌避した者
- (4) 第14条第1項に規定する立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した者

(委任)

第17条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に設置されている揚水施設（第15条に規定する適用を除外する揚水施設を除く。）は、第6条の規定による許可を受けたものとみなす。
- 3 前項の適用を受ける揚水施設の設置者は、この条例の施行の日から起算して30日以内に届出書により市長に届け出なければならない。
- 4 附則第2項の揚水施設の設置者は、第10条第1項の機器を、この条例の施行の日から起算して1年以内に設置しなければならない。ただし、市長が理由書の提出を受け、その設置を困難と認める場合等は、この限りでない。